

# 自治会のしおり

峰岡町二丁目自治会

2024（令和6）年度版

## はじめに

自治会は、同じ地域に住む人々が協力し合って、地域のさまざまな課題に対応したり、イベントを通して地域の絆を深めるなど、住みよい街づくりを目指して活動を行う自治組織です。町内に住む人は誰でも、会の趣旨に賛同して加入できます。

そして、自治会会長・役員・常任委員は、自治会町内会活動の中心となって地域社会の向上発展にご尽力いただいています。

自治会の活動は、大きく次の3つの活動に分けられます。

- ① **きれいで安全安心なまちのために（清掃・防犯・防災活動など）**  
ごみ集積場所の管理や清掃活動、資源物の回収、防犯パトロールや防犯灯の維持管理などといった、きれいな街づくり、安全で暮らしやすい街づくりのための活動をしています。  
大地震などの「もしも」の時に備えて、防災訓練、地域防災拠点の訓練を行っています。  
このほかにも、子どもたちが安全に通学できるよう、通学路の交通安全対策や、下校時の見守り、パトロールなども実施しています。
- ② **地域の絆づくりのために（行事やイベントの開催、情報提供など）**  
地域の交流は円滑な地域活動づくりに欠かせません。夏祭り・盆踊り（納涼祭）などのレクリエーションのほか、老人クラブなどを通じて日ごろからご近所同士が気軽に交流し、絆を深める機会を作っています。  
また、「広報よこはま」の配布、地域に密着した地域情報を回覧板や掲示板のポスターでお知らせしています。また、空き巣など近隣で連続する事件があったときや、悪質訪問販売などに対する注意喚起のお知らせなど、日々の暮らしに役立つ情報をお知らせしています。
- ③ **誰もが安心して暮らせるために（見守り・交流活動など）**  
定期的な食事会などの開催、訪問活動（あんしん訪問）などといった、見守りなどを通じて、高齢の方など、誰もが安心して暮らしていけるための活動を行っています。

## 1 峰岡町二丁目自治会の主な活動

### <定例活動>

- ① ゴミ集積場の維持管理・・・・・・・・・・・・・環境部
- ② 防犯灯の維持管理・・・・・・・・・・・・・防犯部
- ③ 広報・県の便り配布・・・・・・・・・・・・・地区委員、常任委員
- ④ 掲示板の管理・・・・・・・・・・・・・常任委員
- ⑤ 古紙回収・・・・・・・・・・・・・環境部
- ⑥ 高齢者食事サービス（1回/月）・・・・・・・・・・・・・女性部（なかよし会）
- ⑦ 防犯パトロール・・・・・・・・・・・・・1～2回/月 防犯部
- ⑧ 会報「峰二だより」の発行・・・・・・・・・・・・・随時 文化部

### <行事等>

- ① 夏季祭礼・・・・・・・・・・・・・6月 特別委員会
- ② 納涼祭・・・・・・・・・・・・・7月・8月 特別委員
- ③ 秋の味覚祭り・・・・・・・・・・・・・10月・11月頃 文化部主体
- ④ 敬老の日（9月）77歳以上にお祝い贈呈・・・・・・・・・高齢者福祉対策部
- ⑤ 地域防災拠点訓練・・・・・・・・・・・・・11月中旬 防災部
- ⑥ 町内防災訓練・・・・・・・・・・・・・3月中旬 防災部
- ⑦ 歳末夜警巡回・・・・・・・・・・・・・12月末 常任、地区委員
- ⑧ 年末たすけあい共同募金・・・・・・・・・・・・・集金は6月（会費と一緒に）
- ⑨ 社会福祉協働会世帯賛助会費・・・・・・・・・・・・・集金は6月（会費と一緒に）

## 2 峰岡町二丁目自治会構成・人員等（法人格取得時）

会員数：約2200名、1000世帯

年間予算（活動費）：約500万/年度

組織役員等：役員（会長・会計・監事・総務部長）、常任委員、地区委員、顧問協力委員

その他役員：民生・児童委員、体育指導員、家庭防災員、保健活動推進員など

## 3 地区委員について

峰岡町二丁目自治会は、町内に61区の（添付略図は41区で区によってさらに分区がある※関係資料1）地区があり、毎年その地区ごとに地区委員が任命される。

### <地区委員のお仕事>

- ① 自治会費の集金について
  - 6月納金日までに会費徴収簿に基づき徴収する、不明な点（新規加入・移動等）は前年度の地区委員または担当役員と相談する。

- 集金完了後、会費徴収簿に現金を添えて毎年決められた納金日に担当役員に提出する。(領収書を必要とする場合は会計担当まで連絡する)

## ② 募金の集金について

- 日赤募金・赤い羽根共同募金・年末たすけあい募金・社会福祉協議会賛助会費について、自治会費の集金と一緒に募金を行っております。
- これら募金の時期はそれぞれ違いますが、地区委員の負担軽減のため同時期に行っています。

## ③ 定期配布物及び回覧について

- 行政などから自治会に配布される各種広報誌等を会員世帯への配布
- 回覧物を回覧板で各地区会員世帯に回覧する
- 配布物は原則毎月第1日曜日の10時から12時の間に自治会館で受け取って各世帯に配布する
- 上記指定の時間内に取りに行けない場合は、自治会館玄関横の広報入れに置いてありますので、配布時間後なるべく早く取りに行き配布する
- 回覧板は破損・汚れ等が発生した場合は役員等に連絡する

## ④ 地区委員会について

- 毎月、原則第1日曜日10時から自治会館2階で開催
- 開催日時等については前月の広報配布時にお知らせを配布します

## ⑤ 自治会の行事等への協力について

- 祭礼行事、納涼祭等の運営支援
- 敬老祝い品配布対象者の把握調査
- 峯小拠点防災訓練、町内防災訓練への参加
- 年末夜警パトロールへの参加

## ⑥ 担当地区内で以下の事象が起きた時は、担当役員等に連絡

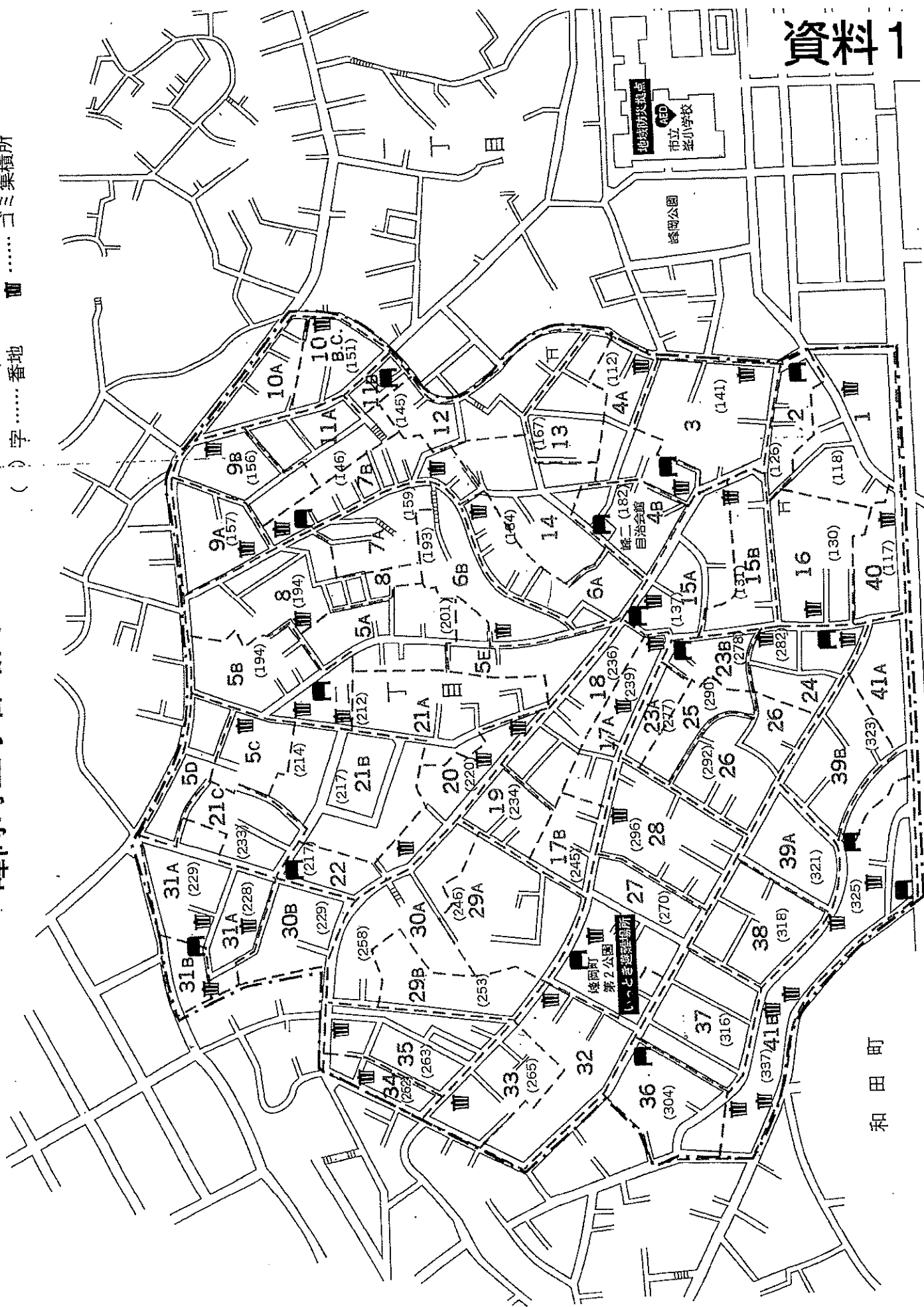
- 街灯の球切れ、ゴミ集積所のネットの破損
- 会員の逝去
- 引っ越し等による会員の増減

## 4 その他(関係資料等)

- ① 峰岡町二丁目略図・・・・・・・・・・資料1
- ② 峰岡町二丁目自治会規約・・・・・・・・資料2
- ③ 峰岡町二丁目避難場所
  - いっとき避難場所・・・・・・・・峰岡第二公園
  - 地域防災拠点・・・・・・・・横浜市立峯小学校
  - 広域避難場所・・・・・・・・横浜国立大学構内

峰岡町二丁目略図

大 字 …… 区名  
 ( ) 字 …… 番地  
 ■ …… 揭示板  
 □ …… ゴミ集積所



## 峰岡町二丁目自治会規約

2023年5月改正

(名称及び主たる事務所)

第1条 本会は峰岡町二丁目自治会（以下「会」という）と称し、主たる事務所を横浜市保土ヶ谷区峰岡町二丁目182番地-5（自治会館）に置く。

(目的)

第2条 「会」は民主主義の精神に基づき、会員の共同生活を通じ会員相互の親睦と、福祉を増進し、以て地域社会の向上発展を図る事を目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は横浜市保土ヶ谷区峰岡町二丁目113番地から338番地とする。

(会員)

第4条 会員は第3条（区域）で定める区域に居住する個人とし、「会」の目的に賛同するもので組織する。

- 2 前条で定める区域に居住するすべての個人は、本会の会員に成る事が出来、法人及び団体は賛助会員となることが出来る。なお正当な理由が無ければ加入を拒むことが出来ない
- 3 会員の入退会の手続きは、地区委員に申し出る事によっておこなう。
- 4 3項の申し出を受けた地区委員は、すみやかに会長に報告しなければならない。
- 5 なお、次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したもとする。

(1)第3条に定める区域内に住所を有しなくなった場合

(2)本人より退会の届け出があった場合

(事業及び組織)

第5条 「会」は第2条の目的を達成するために次の各部を置き、それぞれの事業を行う。各部の事業内容及び協力機構は別に定める細則による。

1. 総務部
2. 防犯部
3. 防災部
4. 文化部
5. 環境部
6. 女性部
7. 高齢者福祉対策部
8. 公園管理部
9. 青少年育成部

(役員・常任委員・地区委員の選出)

第6条 「会」に次の役員・常任委員・地区委員を置く。

- 2 1. 会長 1名      2. 副会長 2名      3. 総務部長 1名      4. 会計 2名  
5. 監事 2名      6. 常任委員 若干名      7. 地区委員
- 3 役員及び常任委員は総会において選任する。(選任方法は役員、常任委員及び役員選考委員選任細則による。)

- 4 地区委員は「会」の「区域」を41地区に分け各区毎、互選等により選任する。
- 5 役員に欠員が生じたときは、次の方法により補充する。
  - (1) 会長が任期途中で任務遂行ができなくなった場合、代行順位に従い副会長がその職務を代行する。
  - (2) 代行順位は、会長就任時に役員会・常任委員会の意見を踏まえ会長が決定する。
  - (3) 会長以外の役員が任期途中で任務遂行ができなくなった場合、補充を行うか否かについては常任委員会が決定する。

(役員・常任委員・地区委員の職務)

- 第7条 会長は「会」を統括し、「会」を代表する。
- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
  - 3 総務部長は事務全般を統括する。
  - 4 会計は会計事務を務める。
  - 5 監事は会計及び資産を監査し、会長、副会長、及び常任委員の職務執行を監査する。
  - 6 常任委員は各部の事業を分任する外、常任委員会を構成し、各部事業の企画、立案その他、会の運営に関する事項を審議、決定する。
  - 7 地区委員は委員会を構成し必要事項を審議するとともに、常任委員会からの依頼を区域会員に遅滞なく伝達し、会費の徴収及び各種行事を分掌する。

(役員・常任委員・地区委員の任期)

- 第8条
- 1 役員及び常任委員の任期は2年とする。但し再任は妨げない。
  - 2 地区委員の任期は1年とする。
  - 3 補充により就任した役員、常任委員、地区委員の任期は前任者の残任期間とする。

(総 会)

- 第9条 総会は毎年会長が招集し開催する。  
但し会員の5分の1以上の要求があった場合、会長は30日以内に臨時総会を開催しなければならない。
- 2 総会の議長は総会出席者の中から互選で選出する。
  - 3 総会は会員の2分の1以上の出席（委任状及び書面表決を含む）をもって成立し、総会の議決は、出席者の過半数をもって決定する。可否同数の場合は議長が決定する。
  - 4 総会は次の事項を審議する。
    - (1) 経過報告及び決算
    - (2) 事業計画及び予算
    - (3) 役員を選出
    - (4) その他、必要な事項
  - 5 会員は総会に於いて各々1箇の表決権を有する。

- 6 総会の議事については、下記の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
  - (1) 日時及び場所
  - (2) 会員の現在数及び出席者数（委任状及び書面表決を含む）
  - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
  - (4) 議事の経過の概要及びその結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 7 議事録には議長及び議事録署名人が署名しなければならない。

（常任委員会）

- 第10条 常任委員会は役員及び常任委員をもって構成し、総会に付議すべき事項、事業計画案などを審議する
- 2 常任委員会は「会」の運営上、必要があるときに会長が招集し開催する。
  - 3 常任委員会は委員の過半数以上の出席により成立し、審議事項を決する場合は、出席者の過半数以上の同意をもって決定する。但し可否同数のときは議長がこれを決する。
  - 4 常任委員会の議長は会長又は副会長が務める。

（地区委員会）

- 第11条 地区委員会は役員、常任委員および地区委員をもって構成し、常任委員会で審議決定された案件を、具体的に実行する為の諸施策を討議する。
- 2 地区委員会は、「会」の運営上必要ある時に会長が招集し開催する。
  - 3 地区委員会の議長は副会長が務める。但し、会長が代行できる。

（役員会）

- 第12条 役員会は、会長、副会長、総務部長、会計をもって構成し、常任委員会に付議すべき事項の検討、事業の実施に関して確認を要する場合など、必要に応じて開催する。
- 2 役員会は会長が招集し開催する。

（顧問、相談役及び協力委員）

- 第13条 「会」に顧問、相談役及び協力委員を置くことができる。
- 2 顧問及び相談役は総会の議を経て会長が委嘱する。
  - 3 顧問及び相談役は会議に出席し、意見を述べることができる。
  - 4 協力委員は会長が委嘱し、祭り、盆踊り等規模の大きな自治会活動を応援活動する。

（経 費）

- 第14条 「会」の経費は会費、寄付金及びその他の収入をもってあてる。

（会 費）



第15条 「会」の会費は別に定める「会費に関する細則」による。

- 2 法人、事業所寮、その他、各種営業者等については、その規模により額を、決定することができる。

(資産管理)

第16条 会の資産は、別に定める保有財産目録、会費、活動に伴う収入、会館使用料その他の収入から構成する。

- 2 会の資産は会長が管理し、その方法は常任委員会で定める。
- 3 会館の使用は別に定める「自治会館使用規則」による。
- 4 保有財産目録記載の、資産処分又は担保に供する場合は、総会において総会員の4分の3以上の議決を要する。

(会計年度)

第17条 「会」の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(細則の制定)

第18条 規約施行のために必要な細則は、常任委員会の議を経て会長が定めることができる。

(会則の改廃)

第19条 この規約の改廃については、総会において総会員の4分3以上の同意を得て、かつ横浜市保土ヶ谷区長の認可を得て改廃することができる。

(解散)

第20条 会は、地方自治法第260条の20の規定により解散する。なお解散時の残余財産は総会において総会員の4分の3以上の承認を得て、本会と類似の目的を有する団体に寄付するものとする。

(付 則)

この規約は昭和54年5月10日より施行する。

昭和63年 5月27日一部改正、施行する。

平成 4年 5月24日一部改正、施行する。

平成20年12月20日一部改正、施行する。

平成24年 6月16日法人化のため改正する。

令和 5年 5月14日一部改正、施行する。